

第26章 金融に関するその他の国際的フォーラム等

マクロ経済に対する金融セクターの安定の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する議論が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 金融安定化フォーラム（FSF）

I 概要

金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum：FSF）は、1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、1999年2月（於：ボン）のG7（7ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議）において、金融監督の国際的協調強化の観点から設立することが決定されたもので、現在の議長はファーガソン米FRB副議長が務めている。FSFは、①金融の安定に責任を有する各国の財務省、中銀、金融監督当局および国際機関、国際金融監督機関間の情報交換を促進し、②金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融をさらに安定させることを目的に、国際金融システムの脆弱性やヘッジファンド等について議論を行ってきている。FSFは、G7の財務大臣・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、IMF、世銀、国際金融監督機関（バーゼル委員会、IOSCO及びIAIS）等が参加している。（我が国からは、金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとして参加）。

II 活動状況

FSFは、作業部会等で議論を重ねつつ、原則年2回総会を開催しており、2000年にはヘッジファンド等の高レバレッジ機関、資本移動、オフショア金融センターについて報告書をまとめている。2004事務年度においては、第12回会合（2004年9月9日～10日、於：ワシントン）及び第13回会合（2005年3月11日、於：東京）を開催し、主に金融システムの脆弱性、家計部門へのリスク移転、オフショア金融センター等について議論を行ったほか、会計基準、ヘッジファンド、再保険等について他のフォーラム等で進行中の作業についても議論を行った。

また、FSFでは、地域における金融システムの潜在的な脆弱性について意見交換を行うこと等を目的として、非加盟国を含めた各地域会合を開催している。アジア太平洋地域に関しては、直近では2004年5月に北京において第3回FSFアジア太平洋地域会合を開催し、アジア地域の金融セクターの現状、バーゼルIIに関するアジア諸国の取組みなどについて意見交換を行った。

第2節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）は1944年7月、米国ブルトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンDC、専務理事はラト（前スペイン第1副首相兼経済大臣）である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年一回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

当庁との関係については、近年IMFがアジア通貨危機等も踏まえ、加盟国の金融システムを評価する金融セクター評価プログラム（FSAP）を実施する等、各国金融システムの安定性についての分析を重視してきていることもあり、金融セクターに関する協議の重要性が増してきている。最近1年間におけるIMF関係の事務の概要は以下のとおりである。

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年一度加盟国の経済政策について協議することとされている。我が国との協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN (Public Information Notice) として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。当庁は、IMFに対し、我が国に関する4条協議報告書の作成作業の一環として、当庁の業務・施策、我が国の金融セクターの状況等について説明を行うなど、報告書の作成作業に対し必要な協力を行っている。なお、2003年の4条協議報告書の付属文書として、我が国の金融セクター評価プログラム（FSAP）の結果を要約した金融システム安定性評価（FSSA）が公表されたところである。

2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

IMFは、通常年2回、「世界経済見通し（WEO: World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR: Global Financial Stability Report、2002年3月から）をそれぞれ刊行している。これらの刊行物において、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、IMF側の理解の促進に努めてきている。

第3節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

1948年に、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備するため設立された欧州経済協力機構（OECE）を発展的に改組し、自由主義経済の発展のために協力を行う機構として、1961年に経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD、事務総長：ドナルド・ジョンストン（1996年～））が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む30カ国が加盟している。

OECDでは、多岐にわたる活動を行っており、金融庁は関係する諸委員会において、会議への出席等積極的に貢献している。

II 活動状況

経済開発検討委員会（EDRC）では、OECD加盟各国等の経済情勢、構造調整問題、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と、望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟30ヶ国及び重要な非加盟国（ロシア等）について、毎年（2005年度から1年半～2年に1回程度）行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2004年12月に対日審査会合が開催され、その結果が2005年1月に『対日審査報告書』として公表された。金融庁としては、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、OECD側の理解の促進に努めてきている。

金融庁はこの他に、コーポレートガバナンス・ステアリンググループ、金融資本市場委員会等に参加し、積極的に貢献している。

第4節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（World Trade Organization:WTO）は設立協定に基づき 1995 年に設立された。事務局はジュネーブ、事務局長はスパチャイ（元タイ副首相）、148 か国が加盟している（2005 年 2 月現在）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも 2 年に 1 回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO 設立協定の不可分の一部である GATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATS は、最恵国待遇（MFN）を原則としつつ、各国が提出した「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めている。サービス交渉については、サービス貿易理事会を中心に行われるが、同理事会の下部機関としては、金融サービス貿易委員会、特定約束委員会、GATS ルール作業部会、国内規制作業部会が設置されている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 経緯

ウルグアイ・ラウンド交渉においては、米国が各国の金融分野における自由化約束の内容を不満として最終段階で包括的な MFN 免除登録を行ったため、各国から強い反発を招き、1995 年 6 月末までの金融サービス交渉の継続が決定した。1995 年継続交渉も難航し、交渉期間が 4 週間延長された結果、1997 年末までの期限付きの暫定合意が成立（米国は不参加）した。この 1997 年継続交渉の結果、1997 年 12 月に、米国を含む 71 か国の参加を得て、MFN 原則に基づいた恒久的な合意が成立し、その成果は第 5 議定書としてまとめられた。

2. 活動状況

2000 年 2 月より、GATS 協定に従い合意済み課題であるサービス分野の自由化交渉が開始されており、現在ほぼ 2 ヶ月に 1 回のペースで会合が開催されている。

2001 年 11 月にカタル・ドーハにて開催された第 4 回閣僚会議において、サービス交渉については、2002 年 6 月末までに初期リクエストの提出、2003 年 3 月末までに第 1 次オファーの提示、2005 年 1 月に交渉を終了するとのベンチマークが合意されていたところ、2004 年 7 月の一般理事会において、2005 年 5 月までに改訂オファーを提出し、同年 12 月に交渉を終了するとの新たなベンチマークが設定された。その後、2005 年 1 月のダボス非公式閣僚会議において、交渉終了期限を更に 1 年延長し、2006 年中の交渉妥結を目指すことで意見の一致がみられたところである。

我が国は、2001 年 12 月から業界団体及び在外公館を通じて WTO 加盟国に対

する自由化要望事項の調査を開始し、その後、前回交渉からの懸案事項の検討、業界及び各省との調整を経て、2002年6月末に初期リクエストを提出した。金融サービス分野について、外資規制、役員の国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっている。

2002年夏以降、各国が提出した初期リクエストを基に二国間交渉を実施し、我が国は米国、EU、カナダ等の先進国や、中国、韓国、ASEAN諸国等のアジア地域の新興市場国を中心に協議を行ってきた。

2003年3月末には、我が国は、これまでの各国との交渉を踏まえ、自賠償法改正による政府再保険制度の撤廃や、投信法改正による外国投資信託委託業者への支店形態での本邦進出の認容など、現行法制の下での自由化措置を反映させた初期オファーの提出を行った。

2005年2月には、改訂オファー提出期限に先立ち、各国に対し、主要関心事項に絞った改訂リクエストを提出した。金融サービス分野については、引き続き外資規制等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃、内外差別的な国内規制の改善等が中心となっている。

そして、同年6月には改訂オファーを提出したが、金融サービス分野については、既に初期オファーにおいて我が国の現行の自由化措置を反映していたことから、初期オファーと同一の内容の改訂オファーを提出した。

現在、我が国は、改訂リクエスト及び改訂オファーに基づき、前述主要加盟国等との間で引き続き二国間交渉に取り組んでおり、当庁も積極的に交渉に参加している。

第5節 経済連携協定（EPA）

I 概要

経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）とは、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的とする。

従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に貿易に係るルールの設定及び貿易障壁の自由化交渉を通じて、世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、近年、多国間での利害調整が複雑化しているため、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間あるいは地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。WTOに登録されているEPAの数は、1990年の31件から、2005年1月現在122件に急増している。

なお、経済連携協定（EPA）とは、物品の関税やサービス貿易の障壁の撤廃といった自由貿易協定（FTA）の要素のみならず、経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等といった経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定である。

II 活動状況

我が国は、シンガポール（2002年11月発効）、メキシコ（2005年4月発効）との間で既にEPAを締結している。

現在、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ASEANとの間で交渉を行っているが、このうちフィリピンとの間では2004年11月に、マレーシアとの間では2005年5月に大筋合意に至ったところである。

当庁としては、上記アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービスの自由化交渉（進出形態に係る制限、外国資本の出資比率制限等、我が国金融機関が他国へ進出する際の制限の撤廃あるいは緩和を求めるもの）、及び金融サービス協力に係る協議（規制監督に関する協力等、金融当局間の協力の枠組みを設定するもの）について、積極的に取り組んでいる。

第6節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在31カ国・地域及び2国際機関が参加（参加国詳細については下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月の閣僚会合での合意により、2012年までの活動期間延長が決定している。

参加国・地域及び国際機関(2005年6月30日現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATFの主な役割は、

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
 - ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
 - ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の拡大
 - ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
 - ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究
- である。

当庁は各種会合に参加し、FATFとしての意思決定に寄与するとともに、NCC T（II 活動状況 2. 参照）のアジア・太平洋地域レビューグループの議長を務め、マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の取組の是正状況の監視や、同地域のレポートとりまとめ作業等に積極的に参画している。

II 活動状況

1. 40の勧告

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄対策の基本的枠組みである。FATF参加国はその遵守を担保するため、参加国

同士が相互審査等を実施している。また、IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準として認められている。

「40の勧告」は1990年に策定され、1996年に見直し作業が行われ、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が盛り込まれた。その後、マネー・ローンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、新たな見直し作業が2001年から開始された。そして、各国の民間部門等の協力も得て、2003年6月の全体会で新たな「40の勧告」（資料26-6-1参照）が採択、発表された。

新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- ① 資金洗浄罪に含まれるべき犯罪リストの作成
- ② 金融機関が行う本人確認等顧客管理（Customer Due Diligence）のプロセスの改善
- ③ コルレス銀行業務・外国の政府高官等を含むリスクの高い顧客や取引に関する措置の強化
- ④ 非金融業者・職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、会計士、弁護士等）への資金洗浄対策の適用
- ⑤ 国際協力に関する措置の導入
- ⑥ 会社等の法人及び法的取極めの真の所有者に関する情報に適切かつ適時にアクセス可能とすることによる透明性の向上
- ⑦ 資金洗浄対策のテロ資金対策への適用
- ⑧ シェルバンク（物理的実体のないオフショア銀行）の禁止

2. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

FATFは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域（NCCT：Non Cooperative Countries and Territories）として、2000年、2001年の2回にわたって、合計23の国・地域を特定してリスト化し、公表した。その後、所要のマネー・ローンダリング対策が講じられたとして、20の国・地域がリストから除外され、2005年6月30日現在、リスト掲載国は、以下の3カ国のみである。

ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国

FATFは、その参加国・地域に対し、「非協力国・地域」に関する個人・法人との取引について特別な注意を払うよう求め、さらに、「非協力国・地域」のうち、十分な法令整備等が実施されないなど改善の認められない国・地域への追加的な対抗措置を発動するよう求めている。なお、これまでミャンマー連邦、ナウル共和国、ウクライナに対して、追加的な対抗措置の発動要請がなされたものの、2004年10月までにこれらの要請は全て解除されている。

FATFは、2000年2月、地域別に4つのレビューグループを設置し（アメリカ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、アフリカ・中東）、各地域内の「非協力国・地域」におけるマネー・ローンダリング対策の進捗状況等の監視を行ってきた。当庁は、アジア・太平洋地域レビューグループ発足時から同グループ議長を務め、同地域内の「非協力国・地域」への助言を行うなど、そのリストからの除外に主導的役割を果たしており、2005年2月には、インドネシア共和国、フィリピン共和国及びクック諸島の3カ国・地域のリストからの除外を実現させた。

3. テロ資金対策

FATFは、2001年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。FATF参加国は特別勧告の完全実施に努めている。また、2004年10月の全体会合において、「キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）」に関する特別勧告が追加された。

特別勧告の内容については下記のとおり。

- I 国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准または履行
- II テロ資金供与及び関連する資金洗浄の犯罪化
- III テロリストの資産の凍結及び没収
- IV テロリズムに関係する疑わしい取引の届出
- V 国際協力
- VI 代替送金システムに対する免許制又は登録制
- VII 電信送金に係る送金人情報の付記義務
- VIII 非営利団体への監視の強化
- IX キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）

現在までに、参加国間で整合性のある実施が確保されるよう、勧告II、III、VI、VII、IXについて Interpretative Note（解釈ノート：特定の勧告の適用を明確にするため作成されたもの）が策定され、また、参加国・地域における勧告の実施を奨励するための指針である Best Practice Paper が勧告III、VI、VIII、IXについて策定された。

第7節 アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）

I 概要

アジア太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために、1997年2月のシンポジウム（バンコク）で設立されたフォーラムである。日本を含む29カ国・地域が参加している（参加国詳細については下記参照）。同地域には、FIUを有していない国も多いため、これらの国におけるFIU設置を支援していくことも今後の課題である。

II 活動状況

1. 主な活動内容

- ① アジア太平洋地域におけるFATF勧告（40の勧告及びテロ資金特別勧告）の実施の慫慂及び促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止に関する法律の立法化の促進
- ③ 参加国のマネー・ローンダリング対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手法の評価及び技術支援
- ⑤ マネー・ローンダリングに対処するための域内の共同イニシアチブ促進に関するFATFとの連絡調整

参加国・地域(2005年6月30日現在)

オーストラリア、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア王国、台湾、クック諸島、フィジー諸島共和国、香港、インド、インドネシア共和国、日本、大韓民国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モンゴル国、ネパール王国、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、フィリピン共和国、サモア独立国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トンガ王国、アメリカ合衆国、ヴァヌアツ共和国

2. 主要会議

① 年次会合

「総会」に相当し、1998年3月に東京で第1回年次会合が開催され、以後、毎年1回開催され、活動方針の策定、新規加盟の承認、相互審査の結果承認等の重要事項の決定が行われている。議長は、事務局が設置されている豪州と他の参加国（2004年7月から日本）が共同で務めている。

近年の開催地

第1回	1998年（平10）	3月	東京
第2回	1999年（平11）	8月	マニラ
第3回	2000年（平12）	5月	シドニー
第4回	2001年（平13）	5月	クアラルンプール
第5回	2002年（平14）	6月	ブリスベン
第6回	2003年（平15）	9月	マカオ
第7回	2004年（平16）	6月	ソウル

② タイポロジー会合

マネー・ローンダリングの手口、傾向等について専門的な分析、情報交換を行う会議であり、通常年1回開催されている。1999年3月にその第1回会合が日本で開催された。2004年10月にブルネイ・ダルサラームにおいて開催された会合では、地下銀行・代替送金システム等について意見交換が行われた。

③ 作業グループ

地下銀行及び代替送金システムに関する作業グループ、情報共有に関する作業グループが引き続き活動を行なっている。

④ 相互評価の評価者を育成するためのワークショップ。

第8節 エグモント・グループ

I 概要

各国のF I Uの交流、情報交換の促進等を目的とした非公式なフォーラムである。1995年4月に、欧州主要国及び米国のF I Uを中心的なメンバーとして発足した。その際の会合の開催地（ベルギーのエグモント宮殿）にちなんで、エグモント・グループと称している。

グループとしての意思決定は、唯一の意思決定機関である Heads of FIU Meeting（全加盟F I Uの長が構成する組織）における全会一致をもって行われ、加盟F I Uの中から互選されたF I Uが2年ごとに持ち回りでグループの庶務（会合開催時の諸連絡等）を担当している（2004年秋からの2年間はベルギーのF I Uが担当）。

我が国のF I Uである当庁特定金融情報室は、2000年5月に開催された第8回総会時のHeads of FIU Meetingにおいて、グループへの加盟が承認された。

エグモント・グループ加盟F I U（2005年6月30日現在 101カ国・地域）

アルバニア共和国、アンドラ公国、英領アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、
蘭領アルバ、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バハマ国、バーレーン王国、バルバドス、ベルギー王国、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、英領バージン諸島、
ブルガリア共和国、カナダ、英領ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エジプト・アラブ共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、グルジア共和国、ドイツ連邦共和国、ジブラルタル、ギリシャ共和国、グレナダ、
グアテマラ共和国、英領ガンジー島、香港、ハンガリー共和国、アイスランド共和国、インドネシア共和国、アイルランド共和国、英領マン島、イスラエル国、イタリア共和国、日本、英領ジャージー島、
大韓民国、ラトビア共和国、レバノン共和国、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マケドニア、マレーシア、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国、オランダ王国、蘭領アンティル諸島、ニュージーランド、ノルウェー王国、
パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セルビア、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、台湾、タイ王国、トルコ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ホンジュラス共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フィリピン共和国、モンテネグロ、カタール、サンマリノ共和国

II 活動状況

主な活動内容

総会が年1回（通常6月頃）開催されており、議長は総会をホストするF I U

(総会開催地のF I U)の長が務める。その他、以下の作業グループがあり、それぞれ年に3回程度、会合を開催している。

- ① 新規加盟申請をしているF I Uの加盟審査、F I U間の情報交換の促進のための調査研究等を担当する法律作業グループ
- ② F I U職員のトレーニング等の実施、F I U間の情報交換のためのウェブサイトの管理等を担当する訓練作業グループ
- ③ 未加盟F I Uのグループへの加盟促進を担当する“アウトリーチ”作業グループ(第6回会合で新たに設置)
- ④ タイポロジー作業(事例研究・分析)等を行うオペレーショナル作業グループ(第11回会合で設置を合意)
- ⑤ F I U間のI Tに関する協力や情報共有を促進するためのI T作業グループ(第12回会合で設置を合意)

近年の総会開催地

回数	年月	開催国名	開催都市
第1回	1995年4月	ベルギー	ブラッセル
第2回	1995年11月	フランス	パリ
第3回	1996年4月	アメリカ	サンフランシスコ
第4回	1996年11月	イタリア	ローマ
第5回	1997年6月	スペイン	マドリード
第6回	1998年6月	アルゼンチン	ブエノスアイレス
第7回	1999年5月	スロバキア	ブラチスラバ
第8回	2000年5月	パナマ	パナマシティ
第9回	2001年5月	オランダ	ハーグ
第10回	2002年6月	モナコ	モンテカルロ
第11回	2003年7月	オーストラリア	シドニー
第12回	2004年6月	英領ガンジー島	
第13回	2005年6月	アメリカ	ワシントンDC